第七十条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十四条の三　第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第七十八条の二　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章第六節中第八十六条の九を第八十六条の十七とし、第八十六条の八を第八十六条の十六とし、第八十六条の七を第八十六条の十五とする。

第八十六条の六第一項中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、同条第二項中「第八十六条の三第二項」を「第八十六条の九第二項」に改め、第五章第五節中同条を第八十六条の十二とし、同条の次に次の一条及び一款を加える。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三　内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3　第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　被災者の運送

第八十六条の十四　都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第八十六条の五中「第八十六条の三第一項」を「第八十六条の九第一項」に、「第八十六条の五前段」を「第八十六条の十一前段」に、「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に改め、同条を第八十六条の十一とする。

第八十六条の四第一項中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、同条を第八十六条の十とする。

第八十六条の三第五項及び第六項中「公共施設等」を「避難所」に改め、同条を第八十六条の九とする。

第五章第五節の節名を削る。

第八十六条の二第一項中「被災した住民（以下「被災住民」という。）」を「被災住民」に改め、同条第三項中「公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）」を「避難所」に改め、同条第四項中「公共施設等」を「避難所」に改め、同条を第八十六条の八とし、同条の前に次の四条、節名、一款及び款名を加える。

（避難所等に関する特例）

第八十六条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

一　避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）

二　応急仮設住宅

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

3　地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。

3　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。